

山梨県公報

号外第十三号

平成十四年
三月十八日

月 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十四年三月十八日

山梨県監査委員	小 林 二 三
同	早 川 正 秋
同	白 倉 政 司
同	中 村 照 人

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
企画部	
消費生活センター	平成14年1月18日
総合女性センター	"
峡南女性センター	"
富士女性センター	"
総務部	
東京事務所	平成14年1月31日
商工労働観光部	
大阪事務所	平成14年2月6日
教育委員会	
総合教育センター	平成14年2月15日
図書館	平成14年2月7日
埋蔵文化財センター	平成14年2月15日
考古博物館	"
美術館	平成14年2月7日
文学館	"
峡北高等学校	平成14年1月29日
峡北農業高等学校	"
須玉商業高等学校	平成14年2月5日
葦崎高等学校	"
葦崎工業高等学校	平成14年1月29日
甲府第一高等学校	平成14年2月5日
甲府西高等学校	"
甲府南高等学校	平成14年2月15日
甲府東高等学校	平成14年2月5日
甲府工業高等学校	平成14年1月30日
甲府城西高等学校	"
甲府昭和高等学校	"
農林高等学校	平成14年2月5日
巨摩高等学校	"
白根高等学校	平成14年2月4日
増穂商業高等学校	"
市川高等学校	平成14年2月5日
峡南高等学校	"
身延高等学校	平成14年2月4日
石和高等学校	平成14年2月5日
山梨園芸高等学校	平成14年2月14日

日川高等学校	平成14年2月5日
山梨高等学校	"
塩山高等学校	平成14年2月14日
都留高等学校	平成14年2月5日
上野原高等学校	平成14年2月8日
谷村工業高等学校	平成14年2月5日
桂高等学校	"
吉田高等学校	平成14年2月8日
北富士工業高等学校	平成14年2月5日
吉田商業高等学校	平成14年2月8日
富士河口湖高等学校	平成14年2月5日
中央高等学校	平成14年2月18日
盲学校	"
ろう学校	平成14年2月14日
甲府養護学校	平成14年2月5日
あけぼの養護学校	平成14年2月18日
わかば養護学校	"
やまびこ養護学校	平成14年2月5日
富士見養護学校	"
ふじざくら養護学校	"

- 2 監査対象期間
平成12年度
- 3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
- 4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。
(1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
(2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
(3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果
財務に関する事務の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)									0
指導(件)	14	10	18	6		13			61
注意(件)	4	10	5	5	2				26
合計	18	20	23	11	2	13	0	0	87

- 6 監査結果の概要
不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。
- (1) 収入に関する事項
手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
行政財産の使用許可に伴う必要経費の徴収に不備があり改善を要するもの
直接収納した現金の取扱いに不適切な処理があり改善を要するもの
 - (2) 支出に関する事項
過年度の雑部金の処理に不備があり改善を要するもの
資金前渡に係る事務処理に不備があり改善を要するもの
支出負担行為伺いの事務処理に誤りがあり改善を要するもの
 - (3) 給与に関する事項
旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
住居手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
通勤手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
 - (4) 物品管理に関する事項
備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
 - (5) 契約に関する事項
契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
随意契約で見積書の取扱いに不備があり改善を要するもの
単独随意契約理由が薄弱であり改善を要するもの

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十四年三月十八日

山梨県監査委員	小林 二三
同	早川 正秋
同	白倉 政司
同	中村 照人

1 監査実施期間

平成13年12月10日～平成14年1月17日

2 監査実施団体（27団体）

財団法人 ふるさと財団
財団法人 小佐野記念財団
山梨県土地開発公社
財団法人 山梨ともしび基金
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
株式会社 清里の森管理公社
財団法人 やまなし環境財団
財団法人 山梨勤労者いこいの村協会
山梨県住宅供給公社
山梨県道路公社
財団法人 丘の公園管理公社
財団法人 山梨県環境衛生営業指導センター
財団法人 山梨県国民年金福祉協会
株式会社 山梨県食肉流通センター
財団法人 山梨厚生会（山梨厚生病院）
社団法人 山梨県看護協会
学校法人 看護学園（甲府看護専門学校）
社団法人 山梨勤労者医療協会
全国植樹祭実行委員会
第56回冬季国体実行委員会
医療法人 千歳会
峡南地域保健医療推進委員会

東山梨地域保健医療推進委員会

東部地域保健医療推進委員会

山梨県職業能力開発協会

山梨県農業会議

山梨県警察職員互助会

3 監査対象期間

平成12年度

4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

5 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- 文書指摘事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査の結果

財務に関する事務の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

指摘事項、文書指摘事項、口頭注意事項とした件数は次のとおりである。

指摘事項	0件
文書指摘事項	64件
口頭注意事項	20件

7 監査結果の概要

不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの

月次清算がなされていないなど小口現金の会計処理が不適切であり改善を要するもの

退職給与引当金が計上不足であり改善を要するもの

消費税の処理において、課税仕入、非課税仕入、不課税仕入の課税区分が不

適正であり改善を要するもの
回収見込みのない未収金については、貸倒損失を計上するなどして、資産計上額を適正にすべきもの
収入・支出の総勘定元帳はあるが、貸借対照表に属する勘定科目の総勘定元帳が作成されておらず改善を要するもの
期中に発生した未払金を年度末に計上するなど、発生主義に基づく処理がなされておらず改善を要するもの
小口現金出納簿が鉛筆書きとなっており改善を要するもの
現金収入を数日間経過してから収納処理しており改善を要するもの
交際費の使途が明確でなく改善を要するもの
平成11年度決算時の未収金が平成13年12月の監査時においても回収されておらず改善を要するもの
減価償却費が未計上となっていたが、正しい期間損益計算、有形固定資産評価のために、減価償却を計上すべきもの